

2023年10月31日

ジェットスター・ジャパン株式会社  
人事本部長 森川 秀樹 殿

ジェットスタークルーアソシエーション  
執行委員長 木本 薫子

## 回答書

貴社2023年10月17日、26日、30日通知書に対し、これまでの弊組合の主張通り以下回答いたします。

### 1. 未払い賃金の計算方法について

貴社から要請された25日発行のロスターに基づく労働時間が一切変更できないとした場合の残業代の計算方法例3パターンについて

- ① 25日発行のロスターにおける勤務が8:00～13:00であって、勤務変更後の勤務が13:00～18:00である場合  
→**法定内残業3時間、法定外残業2時間（議論の余地あり）**
- ② 25日発行のロスターにおける勤務が8:00～13:00であって、勤務変更後の勤務が7:00～12:00である場合  
→**法定内残業1時間**
- ③ 25日発行のロスターにおける勤務が8:00～13:00であって、勤務変更後の勤務が9:00～13:00である場合  
→**残業時間なし（8:00～9:00に関しては賃金控除できない）**

### 2. 基本的事項

- ① 休日勤務手当、所定労働時間外の労働に対する賃金の算定基礎額に関しては、月平均所定労働時間につき合意がなされていないため、月平均所定労働時間について合意したのち、算定基礎額を変更して再計算する。
- ② 内容が複雑多岐にわたるので団体交渉において協議が必要。
- ③ 内容が複雑多岐にわたるので団体交渉において協議が必要。
- ④ 内容が複雑多岐にわたるので団体交渉において協議が必要。
- ⑤ 変形期間開始前に最初に発行されるロスターにおける勤務開始時刻・終了時刻を当日の所定労働時間とする。
- ⑥ ①に同じ。
- ⑦ 今般の遡及計算において、遅延利息に関しては協議の上合意が必要。
- ⑧ 週の起点を月曜日から日曜日に変更した上で給与再計算を行う。（週の起点を月曜日から日曜日に変更した上で給与再計算を行わないのであれば、法定内残業に伴う時間外勤務手当の割増率は125%とする。）
- ⑨ 今般の遡及計算においては、所定労働時間を2023年10月31日にCWPから抽出できるOriginal Rosterの勤務開始時刻から勤務終了時刻とし、Roster Historyの実労働時間と比較して算出する。

(Original Rosterの所定労働時間に該当しなかった時間を所定労働時間外の労働とする。)

### 3. 法定外休日手当

- ① 法定外休日手当の割増率は125%とする。
- ② 今般の遡及計算において、代休取得時の賃金控除は行わないものとする。

### 4. 法定内残業

- ① 法定内残業に伴う時間外勤務手当の割増率は100%とする。
- ② 当日の所定労働時間が存在し、かつ8時間未満であって実労働時間がそれを上回る場合の所定労働時間外の労働の内、法定外残業に該当する労働時間を除く部分を対象とする。

### 5. 法定外残業（勤務変更に伴う残業を含む）

- ① 法定外残業に伴う時間外勤務手当の割増率は125%とする。
- ② 2. ～4. の方法によって、当月の法定内残業時間及び法定外残業時間を再計算し、給与計算をやり直すことによって計算される。

### 6. 労働協約について

#### ① 未払い賃金に関する協約

法定外残業代並びに法定外休日手当についての言及がないため、弊組合案で合意すること。

#### ② 組合事務所に関する労働協約

組合事務所の貸与時期について、2023年8月14日の団体交渉において片岡代表取締役より、「出来るだけ早く貸与する。引き伸ばすつもりはない。」との発言に合意した。貸与時期について言及するのであれば、明確な期限を示されたい。

以上